

社会福祉法人 まつら会
定 款

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 評議員及び評議員会
- 第 3 章 役員及び職員
- 第 4 章 資産及び会計
- 第 5 章 解散及び合併
- 第 6 章 定款の変更
- 第 7 章 公告の方法その他

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 障害児通所支援事業の経営

(ハ) 相談支援事業（特定、障害児）の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人まつら会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を佐賀県唐津市佐志石ヶ元2107番地の2に置く。

第2章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名で構成される評議員会を置く。

2 評議員会に議長を置き、議長は会務を総理する。

3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

2 委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。この場合において、当該者

が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

4 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(開催)

第9条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の権限)

第11条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産及び残余財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議)

第12条 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該事項について議決に加わることができる評議員の全員が書面による同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第13条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第16条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第17条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第18条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

4 理事又は監事は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第19条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の施行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第20条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給できる。

(理事会)

第21条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第22条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告するものとする。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第23条 理事会は、理事長がこれを招集し、議長となる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集し、議長となる。

3 議長は、会務を総理する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。

5 前項の場合において、請求のあった日から5日以内に、当該請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

第24条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

(職員)

第26条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任命する。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第28条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、唐津市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、唐津市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第29条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第31条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第32条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第33条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第34条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 解散及び合併

(解散)

第35条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第37条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、唐津市長の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、唐津市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を唐津市長に届け出なければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人まつら会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	手 島	高
理 事	竹 尾	彦 己
理 事	青 木	廣 次
理 事	岩 本	正 剛
理 事	内 山	一 成
理 事	大 木	藤 吉
理 事	志 気	定
理 事	中 山	義 光
理 事	松 本	恒 久
理 事	松 本	祐 三
監 事	戸 田	健 三
監 事	堀 田	末 市

この定款は、昭和 59 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

1. この定款は、平成 2 年 4 月 20 日から施行する。
2. この定款は、平成 3 年 5 月 23 日から施行する。
3. この定款は、平成 3 年 9 月 20 日から施行する。
4. この定款は、平成 6 年 7 月 4 日から施行する。
5. この定款は、平成 8 年 6 月 21 日から施行する。
6. この定款は、平成 10 年 7 月 21 日から施行する。
7. この定款は、平成 14 年 3 月 22 日から施行する。
8. この定款は、平成 15 年 3 月 10 日から施行する。
9. この定款は、平成 17 年 3 月 20 日から施行する。
10. この定款は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。
11. この定款は、平成 17 年 7 月 15 日から施行する。
12. この定款は、平成 18 年 3 月 30 日から施行する。
13. この定款は、平成 18 年 8 月 22 日から施行する。
14. この定款は、平成 18 年 9 月 29 日から施行する。
15. この定款は、平成 22 年 10 月 12 日から施行する。
16. この定款は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。
17. この定款は、平成 24 年 9 月 10 日から施行する。
18. この定款は、平成 25 年 2 月 12 日から施行する。
19. 定款第 18 条の規定に関わらず、平成 23 年 6 月 2 日に改選された評議員の任期については、平成 25 年 5 月 31 日までとする。
20. この定款は、平成 25 年 6 月 25 日から施行する。
21. この定款は、平成 27 年 6 月 19 日から施行する。
22. この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
23. この定款は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

別紙

平成元年以降の定款変更認可申請及び届出履歴

- ・平成 2 年 4 月 20 日 佐賀県指令 2 児第 10 号 第 2 種社会福祉事業追加
知的障害者地域生活援助事業 グループホーム「みなみ荘」
- ・平成 3 年 5 月 23 日 佐賀県指令 3 児第 8 号 理事定数削減 6 名
- ・平成 3 年 9 月 20 日 佐賀県指令 3 児第 35 号 基本財産の追加に伴う基本財産を別表形式へ記載
- ・平成 6 年 7 月 4 日 佐賀県指令 6 社援第 18 号 所轄庁による条文書換え、基本財産の追加（土地）
- ・平成 8 年 6 月 21 日 届出 基本財産の追加（土地）
- ・平成 10 年 7 月 21 日 佐賀県指令 10 高障第 77 号 短期入所事業、理事定数変更、準則による変更（会計）
- ・平成 14 年 3 月 22 日 佐賀県指令 13 長寿第 224 号 準則による条文追加、書換、基本財産の記載
- ・平成 15 年 3 月 10 日 佐賀県指令 14 長寿第 248 号 事業の追加（第 2 種）、基本財産追加・更正変更
- ・平成 17 年 2 月 4 日 届出 基本財産の追加 障第 1196 号 平成 17 年 3 月 8 日受理
- ・平成 17 年 4 月 28 日申請 理事定数削減、評議員会設置に伴う条文追加変更
- ・平成 17 年 5 月 10 日付認可 佐賀県指令 17 障第 13 号
- ・平成 17 年 7 月 6 日申請 定款準則による変更、字句の訂正。
- ・平成 17 年 7 月 15 日付認可 佐賀県指令 17 障第 37 号
- ・平成 18 年 3 月 14 日付申請 事業追加：第 2 種社会福祉事業、地域生活援助事業：グループホームみずき
- ・平成 18 年 3 月 30 日付認可 佐賀県指令 17 障第 010011 号
- ・平成 18 年 8 月 2 日申請 定款準則による変更（障害者福祉サービス）及び、基本財産の追加 G.H.「みずき」
土地購入による基本財産の追加
- ・平成 18 年 8 月 22 日付認可 佐賀県指令 18 障第 010064 号
- ・平成 18 年 9 月 29 日付申請 障害者自立支援法による、第一条（目的）、「第二種社会福祉事業」追加記載。
- ・平成 18 年 9 月 29 日付認可 佐賀県指令 18 障第 010077 号
- ・平成 22 年 8 月 30 日付申請 一九条：資産の追加（グループホームあかね）
及び、筆界未定地の地籍・地積（分筆・合筆）更正による別表修正
三二条：準則に従い「官報又は」を追加挿入
- ・平成 22 年 10 月 12 日付認可 佐賀県指令 22 障第 45 号
- ・平成 24 年 2 月 22 日付申請 第一条 障害者支援施設の経営、障害福祉サービス事業の経営
- ・平成 24 年 3 月 1 日付認可 佐賀県指令 24 障第 2422 号
- ・平成 24 年月日申請・届出 障害児通所支援事業、相談支援事業（一般、特定、障害児）の申請
基本財産の追加 「すまいる」「くれよん」「短期入所」新築によるもの。
- ・平成 24 年 9 月 10 日付認可 佐賀県指令 24 障第 95 号
- ・平成 25 年 1 月 24 日付申請 第一条 相談支援事業：（一般）を削除。第六条（顧問）を削除。第六条 常務理事追加。
- ・平成 25 年 2 月 12 日付認可 佐賀県指令 24 障第 559 号
- ・平成 25 年 6 月 19 日付申請 第 12 条、第 20 条、第 30 及び第 31 条の改正並びに附則の追加
- ・平成 25 年 6 月 25 日付認可 唐保福 第 563 号
- ・平成 27 年 5 月 22 日付申請 別表（基本財産）の改正
- ・平成 27 年 6 月 19 日付認可 唐保福 第 164 号
- ・平成 29 年 1 月 24 日付認可 唐保福 第 603 号